

※更新箇所:オレンジ部分

番号	質問	回答
1	提案において必須となる成長支援機能の一つ「トップダウンによるマッチングアレンジ」について、具体例があれば教えてください。	例えば、大学の経営層から大企業などの事業会社の経営層に直接相談することにより、スタートアップと事業会社の連携を促していくことなどです。大学が仲介等を行うことで、スタートアップが単独で事業会社と交渉するよりも効果的に連携が図れることを期待しています。
2	スタートアップに対し業務委託などで支援金を支出してもよいのか。	雑役務費として支出することは可能です。
3	重点支援するスタートアップは、申請時に決定していることが必要なのか。	申請時において、具体的に重点支援するスタートアップが決定していない場合でも申請することは可能です。ただし、重点支援するスタートアップの候補や、重点支援スタートアップの絞り込み方針などを示すとともに、支援開始後、すみやかに重点支援するスタートアップを決定してください。
4	スタートアップのExitの手段には、IPOだけでなくM&Aも想定してよいのか。	M&AもExitの一つとして想定していただいて構いません。
5	提案において必須となる成長支援機能の一つ「トップダウンによるマッチングアレンジ」について、学長が必ず交渉の場に出ることが求められるか。	大学のネームバリューやネットワーク等を最大限活用して事業会社と交渉していただくことを意図するもので、必ずしも学長等が交渉の場に出ることを必須とするものではありません。
6	連携先の事業会社は複数でもよいのか。	複数も可能です。
7	本事業においてはアーリー段階での支援が中心になることが想定されるが、アーリー段階以降の支援に関する仕組みや方法についても「成長支援モデル」に含めて提案することは可能か。	本事業の公募において、支援の段階は指定していないため、どの段階の提案も可能です。ただし、限られた本事業の予算において有効な成長支援機能を取り入れることを念頭においていただき、例えばアーリーからレイターまで広範な提案を行う場合には、本事業で実施したい段階や内容等を明示するようにしてください。
8	公募要領には「申請者は理事以上とする」とあるが、応募様式には「代表者は理事、副学長、学長等の役職を想定」とある。申請者は、理事ではない副学長でも問題ないか。	公募要領の申請大学情報において、代表者(申請者)を理事、副学長、学長等とすることは問題ありません。
9	申請額(3000万円上限)に間接経費を含めてもよいのか。	委託業務を実施する上で必要な経費であり、かつ直接経費(設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費)以外の経費として、一般管理費を3000万円の中で計上する事は可能です。詳細は、委託事務処理要領の13ページをご確認ください。
10	プロジェクトリーダーは代表機関で雇用された方が対象との認識だが、例えば事前に内諾は得た上で、事業採択後に雇用して着任してもらう形でも問題ないか。	事業採択後に雇用・着任する形であっても問題ありませんが、遅くとも事業開始時(8月上旬予定)には着任し、事業を推進できる体制を整えていることが望ましいです。また、面接審査にはプロジェクトリーダー(候補者)の出席を必須としております。
11	プロジェクトリーダーはクロスアポイントやパートタイム雇用の方でも問題ないか。	プロジェクトリーダーについて、クロスアポイントやパートタイム雇用とすることはできます。ただし、プロジェクトリーダーが本事業を主導するための十分なエフォートを割けるか、大学がプロジェクトリーダーをバックアップする体制を取れるかについては、申請段階においてお示しいただくことが望ましいです。
12	公募要領p.7の共同申請は、代表機関と協力機関で申請する場合のみを指すのか。	共同申請とは、「代表機関と連携機関」「代表機関と協力機関」「代表機関と連携機関と協力機関」で申請する場合の全てを指します。
13	共同申請の場合、誓約書及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の写しは、連携機関と協力機関それぞれに対しても提出が必要か。	誓約書については、代表機関、連携機関、協力機関の全ての機関からの提出が必要です。認定等の写しについては、代表機関のみご提出ください。
14	誓約書への押印は必要か。	不要です。
15	公募要領p.2に記載の「出資会社が代表機関となる場合は、出資元である大学等のコミットメントが得られていることを必須要件とする」について、 (1)「出資元である大学等のコミットメント」について、具体的にはどのような点での確約を得る必要があるのか。 (2)当該コミットメントは、「出資元である大学等」が本申請での連携機関や協力機関に必ず位置付けられる必要があることを意味するのか。 (3)当該コミットメントが得られていることについて、出資会社の文責で応募提案書内にその旨を記載するので足りるか。	<(1)について> 出資会社が当該提案を申請することについて大学等が了解していることをお示してください。なお、代表機関や出資元である大学等におけるプロジェクトリーダーへの権限付与や人的・資金的な支援等の確約については審査・評点に係る内容ですので、提案書面等における記載方法等は自由とします。 <(2)について> 出資元である大学等を連携機関等に位置付けることは必須ではありません。 <(3)について> 応募提案書面にその旨を記載いただければ結構です。